

【公告】 注意

大阪市西区京町堀一・一三・二四
株式会社アートアンドクラブト
代表取締役 中谷 昇

右の者は、建物の賃貸借契約において、
契約締結前に媒介報酬を受領したこと
により、令和元年一〇月二日付で指示処分
の大阪府行政処分が下されており、本会
の名誉を毀損し信用を失墜した理由によ
り、本会定款第一〇条並びに同定款施行
規則第一五条第一項及び同第二項第一号
の規定に基づき、誓約書を徴収の上、注
意処分とする。

令和二年一月三〇日

一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会
会 長 阪 井 一 仁
綱紀自主規制委員会
委 員 長 光 山 嘉 一